

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
岩国市水道局特定事業主行動計画

令和3年4月1日

岩国市水道事業管理者
水道局長 辻 孝 弘

1 計画策定の目的

岩国市水道局特定事業主行動計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項の規定に定められた行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、職業生活を営み、また営もうとする女性に対し、職業生活に関する機会の積極的な提供及び職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備等を計画的かつ着実に推進することを目的とし、策定・公表するものである。

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヶ年を計画期間とする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

女性活躍推進法第19条第3項及び内閣府令第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、各部局等において、改善すべき事情について分析を行った。課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

令和7年度末までに、

- 全職員の女性割合を前期平成28年4月1日から令和3年3月31日、までの実績増加率5.7%を基準として、20%以上を目標とする。

4 目標を達成するための取組み及び実施期間

(1) 技術系工事部門における女性職員の配置

ここ数年において水道局では、職員採用に関して技術系職種の求人をする傾向にあります。男女問わず職員募集しておりますので、女性職員を採用する機会が増え、それにより職員全体に占める割合が多くなることが見込まれます。工事部門に女性職員の配置が可能になれば、これまで事務系の部署の配置が主流で異動先が限定されていましたが、徐々に選択肢の幅が広がり、活躍の場が増えることが予想されます。現場立会や技術研修会等の参加を積極的に遂行し、スキルアップが図れる職場環境を目指します。

ア 女性活躍推進に関する意見交換会を実施する。

働きやすくやりがいを見出す環境作りを目指すとともに、女性少数職場ならではの悩みを共有し解決方法や対策などを検討する。【令和3年度から】

イ 仕事と子育て、介護等が無理なく両立できる環境を育み、育児・介護休暇、育児休業等の制度を理解し利用しやすい雰囲気を作る。また、出産休暇や育児休業期間終了後の復帰に向けた支援などを行う。【令和3年度から】

計画に掲げる数値目標に対応する取組み以外にも、多様な取組みを実施し、女性だけでなく男性の活躍を総合的に推進する制度を整えています。令和2年度には岩国市水道局ハラスメント防止等に関する要綱（令和2年4月1日制定）を制定するなど、働きやすい職場の環境作りを目指しています。

(2) 仕事と家庭の両立に関する取組み

ア 前期から引き続き管理職を対象として職場マネジメント力の向上に関する研修を実施する。【令和3年度から】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表について（令和7年7月公表）

○令和7年度も、配偶者出産休暇を利用可能な男性職員の取得割合を95%以上にする。

- ・下記の表にあるように、配偶者出産休暇は100%の取得率を毎年維持している。

○仕事と家庭の両立に関する取組み

（ア）男性職員の配偶者出産休暇の促進に向け、管理職を対象とした意識改革や職場マネジメントに関する研修及び情報提供を実施する。

- ・平成28年度から休暇取得に関する事務担当部署から、該当する職員の所属長に情報提供を行い、仕事の調整を図るなど、休暇の取り易い環境作りを実施している。
- なお、研修に関しては、実施にむけて引き続き精査していく。

- ・「岩国市水道局育児プランシート」を該当者にメール等にて周知することで、取得促進を図る。

（イ）配偶者が出産予定又は子供が生まれた男性職員の所属長に対し、配偶者出産休暇等の取得に資する職場配慮や積極的な取得促進を促す。

- ・下記の表にあるように、配偶者出産休暇を利用可能な男性職員がいる年度は100%の取得率を毎年維持しており、取得に対する配慮は職員全体の意識にあり、継続して環境を維持していく。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表について（令和7年7月公表）

	女性職員の 採用割合（％） (4月1日現在)	採用試験の 受験者の 女性割合（％）	職員の 女性割合（％） (4月1日現在)	男女別の 育児休業取得率（％）		男性の配偶者出産 休暇の取得率			管理職の 女性割合（％） (4月1日現在)	各役職段階の職員の女性割合（％）		
				男性	女性	配偶者が 出産した人（人）	うち 配偶者出産休暇 取得者数（人）	取得率（％）		係長相当職 (4月1日現在)	課長補佐相当職 (4月1日現在)	課長相当職 (4月1日現在)
令和2年度	40.0	28.0	15.1	16.7	0.0	6	6	100.0	12.5	3.4	20.0	0.0
令和3年度	50.0	20.0	15.1	50.0	100.0	3	3	100.0	10.5	0.0	15.4	0.0
令和4年度	50.0	36.8	17.2	20.0	100.0	5	5	100.0	9.5	0.0	7.1	20.0
令和5年度	100.0	50.0	17.4	50.0	100.0	4	4	100.0	10.5	0.0	0.0	14.3
令和6年度	0.0	0.0	17.4	0.0	100.0	1	1	100.0	10.5	0.0	0.0	15.4

○超過勤務の状況（令和6年度）

一人当たり平均	一月当たり平均
57.06時間	4.8時間

○年次休暇等取得率（令和6年度）

付与日数	取得日数	割合
1,675日	1140.7日	68.1%